



議会報告

**日本共産党
大東市議会議員団**
大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588



市議員 じょうき 勉 TEL.090-3864-5037



市議員 とよあし 勝子 TEL.090-1079-8939



市議員 とびた 茂 TEL.090-7099-8429

法律相談

10月2日(金)7時~
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

「議会基本条例」の制定にむいた作業つづく

「議会基本条例」が全国的に制定されるなか、大東市議会でも同条例の制定に向けて特別委員会が設置され、議員提案による条例制定にむけ、検討が重ねられています。

同特別委員会で、当初、委員長(公明・内海議員)と副委員長(清新会・水落議員)が作成した条例素案が示され、これを含めてどう検討していくか、その方向性が論議となりました。

たとえば、政治倫理的な内容も盛り込んでどうか」と、具体的な項目の提案がありました。これにたいして「同じ会派で違う主張をするのはおかしい」という意見も出されましたが、古崎議員が「議会基本条例」として、採決時は別会派であっても、いろんな意見があつて良いのではないか」とのべ、方向性について検討に時間を要していました。そして、いよいよ本格的に内容的審議に入ろうという矢先に総選挙が行われ、中断されてきました。

委員長と同じ会派の寺坂議員から「現在、検討中の議会『先例集』の改訂作業との整合性はどうかするか」「せっかく条例を制定するのなら、他市と同様の内容だけでなく、大東独自の中身を盛り込むべきだ。

なり、採用すべきものは採用することになりました。なお、古崎議員の提案のうち、焦点の「合意形成に努める」の下りは「保留」となりました。

古崎議員は「今後の方向性として、他に修正意見があれば、文書で提出してもらつて検討すべきで、委員長の素案については逐条ごとに検討していこう」と提案し、合意となりました。

住工混在の解消めざす条例の制定へ

総選挙で中断していた特別委員会の小委員会が一斉に再開され、15日には「住工特別委小委員会」「先例集検討小委」が開催されました。

同日の住工小委では、小委が検討してきた条例案を行政の担当部局でチェックした結果が示され、その説明を受けた後、改めて条例

の「表題」の検討に始まり、逐条毎に検討を行いました。

これまでの主な論点は、新田地区などの「工場と住宅の混在」をいかに解消していくか、そのためにはどういう方策があるか、です。古崎議員は、混在を解消するためには「用途地域を見直して住み分けを行う」「用途地域など行政の計画を市民や業者に周知する」「問題解決のために協議の場の設置」などを文書で修正提案し、条例案に取り入れられています。

議会「先例集」の改訂作業も精力的に

これまで市議会の運営に関する「会議規則」にない細かい「決め事」は「先例集」としてまとめられてきました。しかし大東市議会では開かれた議会にむけた取り組みが重ねられ、公開度全国11位となるなかで、

「先例集」の内容が現状に合わない部分が少なくないことから、改訂作業を行いことになり、小委が設置され、検討が続けられています。「先例集」は内容が細かく具体的なため、逐条毎の検討に時間を要し、次回の10月13日は午後1時から集中して議論することになりました。



日本共産党議員の質問

- ・ 豊芦議員 <夜間議会>
9月25日(金)午後7:30~
- ・ 古崎議員
9月28日(月)午後1:50~
- ・ 飛田議員
9月28日(月)午後3:40~



本回(27日)1時半

なわて歴史クラブ主催
第2回市民歴史講座
テーマ「四條畷の古墳」
講師：野島稔(市学芸員)

「同和裁判」第二次住民訴訟を大阪地裁に提訴

大東同和裁判をすすめる会のニュースより転載

- 野崎人権協への補助金 2536 万円は何に使われていたのか！ -

7月6日に私たちは、第一次訴訟の審議の過程で野崎人権協への補助金支出の実態に新たな矛盾が明らかとなってきたため、その究明を求めて住民監査請求を行いました。しかし、大東市の監査委員会は、請求をまともにとりあげようとせず、第一次訴訟への影響を避けたのか、証拠不十分という全く不当な理由で却下しました。そのため弁護団とすすめる会は、住民の権利行使として、第一次訴訟に続いて市民要求実現実行委員会代表の松久芳樹さんを原告に、9月11日に大阪地裁に第二次住民訴訟を提訴しました。

大東市監査委員会の却下は違法不当。

監査委員会の却下の理由は、証拠不十分というものですが、そもそも市民として解明を求めていることに対し、市民にその内容を証明せよと要求すること自体が不当なものです。地方自治法の精神からも、またこれまでの判例にも反するもので、違法不当といわざるをえません。

第二次住民訴訟の内容

監査がまともに行われないために、私たちは住民訴訟に踏み切りました。その主旨は以下のとおりです。

- ・平成15年度から18年度の4年間に野崎人権協支払われていた補助金25,366,265円(「総合生活相談事業業務委託料」14,161,265円と「人権ケースワーク事業業務委託料」11,205,000円)を返還せよ。
- ・大東市が支払っていた多額の委託料の内容となる「事業費」は「相談員」の人件費である。カラ給与問題の当事者Nはその「相談員」で、大東市との協定書を悪用して「野崎人権協の業務のため」という理由で職務免除を受け、殆ど野崎人権協にて、総合生活相談や人権ケースワーク等に従事していた。
- ・しかし、人権相談の件数は、H15年5件、H16年4件、H17年12件、H18年69件、また総合生活相談は、H15年195件、H16年168件、H17年219件、H18年232件で、いずれの相談も1日1件にもならない。これは実態として相談員はN一人であったと考えられる。ということになれば、「事業費」は相談員の人件費であると思料される。
- ・ところが、第一次訴訟の審議の過程で、野崎人権協は、Nに対し一切の経済的対価を支払っていないと回答している。となれば、事業費は何に使われていたのか全く理解できないことになる。
- ・Nの人件費が勤務実態がないにもかかわらず大東市から支給されていたことを第一次訴訟で訴えています。
- ・野崎人権協がNに人件費を支払っていないにもかかわらず、人件費を装い「事業費」名目で業務委託料を受領していたのであれば、これは刑法上の詐欺にたり、違法不当な行為となる。
- ・大東市長及び収入役が、Nの人件費に充てられないことを知りつつ「事業費」名目で業務委託料を上乗せして出してきたのであれば公益性がなく違法である。

巡回バス(西部方面)時刻表

●西部図書館前など停留所が一方方向だけなどの問題点あり

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
住道駅中央	6:50	8:15	9:45	11:15	13:15	14:50	16:30	17:55
大野公園前	6:55	8:20	9:50	11:20	13:20	14:55	16:35	18:00
灰塚小学校前	6:56	8:21	9:51	11:21	13:21	14:56	16:36	18:01
諸福老人福祉センター前	6:58	8:23	9:53	11:23	13:23	14:58	16:38	18:03
新田本町東	7:01	8:27	9:56	11:26	13:26	15:01	16:41	18:07
新田中央公園前	7:04	8:30	9:59	11:29	13:29	15:04	16:44	18:10
新田北町西	7:06	8:32	10:01	11:31	13:31	15:06	16:46	18:12
新田北町東	7:07	8:33	10:02	11:32	13:32	15:07	16:47	18:13
氷野西	7:09	8:35	10:04	11:34	13:34	15:09	16:49	18:15
御領西	7:10	8:37	10:05	11:35	13:35	15:10	16:50	18:17
南郷住宅前	7:14	8:41	10:09	11:39	13:39	15:14	16:54	18:21
住道駅前	7:20	8:48	10:15	11:45	13:45	15:20	17:00	18:28

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
住道駅中央	7:10	8:35	9:45	11:15	13:15	14:50	16:30	18:00
大野公園前	7:15	8:40	9:50	11:20	13:20	14:55	16:35	18:05
灰塚小学校前	7:16	8:41	9:51	11:21	13:21	14:56	16:36	18:06
諸福老人福祉センター前	7:18	8:43	9:53	11:23	13:23	14:58	16:38	18:08
新田本町東	7:21	8:46	9:56	11:26	13:26	15:01	16:41	18:11
新田中央公園前	7:24	8:49	9:59	11:29	13:29	15:04	16:44	18:14
新田北町西	7:26	8:51	10:01	11:31	13:31	15:06	16:46	18:16
新田北町東	7:27	8:52	10:02	11:32	13:32	15:07	16:47	18:17
氷野西	7:29	8:54	10:04	11:34	13:34	15:09	16:49	18:19
御領西	7:30	8:55	10:05	11:35	13:35	15:10	16:50	18:20
南郷住宅前	7:34	8:59	10:09	11:39	13:39	15:14	16:54	18:24
住道駅前	7:40	9:05	10:15	11:45	13:45	15:20	17:00	18:30

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
住道駅前	7:25	8:55	10:25	11:55	13:50	15:30	17:05	18:35
赤井三丁目	7:29	8:59	10:29	11:59	13:54	15:34	17:09	18:39
南郷住宅前	7:30	9:00	10:30	12:00	13:55	15:35	17:10	18:40
南郷公園前	7:32	9:02	10:31	12:01	13:56	15:36	17:12	18:42
御領西	7:34	9:04	10:33	12:03	13:58	15:38	17:14	18:44
氷野西	7:36	9:06	10:35	12:05	14:00	15:40	17:16	18:46
新田北町東	7:38	9:08	10:37	12:07	14:02	15:42	17:18	18:48
新田中央公園前	7:41	9:11	10:40	12:10	14:05	15:45	17:21	18:51
諸福老人福祉センター前	7:48	9:17	10:46	12:16	14:11	15:51	17:28	18:58
灰塚小学校前	7:51	9:20	10:49	12:19	14:14	15:54	17:31	19:01
大野公園前	7:52	9:21	10:50	12:20	14:15	15:55	17:32	19:02
住道駅中央	7:58	9:26	10:55	12:25	14:20	16:00	17:38	19:07

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
住道駅前	7:45	9:10	10:25	11:55	13:50	15:30	17:05	18:35
赤井三丁目	7:49	9:14	10:29	11:59	13:54	15:34	17:09	18:39
南郷住宅前	7:50	9:15	10:30	12:00	13:55	15:35	17:10	18:40
南郷公園前	7:51	9:16	10:31	12:01	13:56	15:36	17:11	18:41
御領西	7:53	9:18	10:33	12:03	13:58	15:38	17:13	18:43
氷野西	7:55	9:20	10:35	12:05	14:00	15:40	17:15	18:45
新田北町東	7:57	9:22	10:37	12:07	14:02	15:42	17:17	18:47
新田中央公園前	8:00	9:25	10:40	12:10	14:05	15:45	17:20	18:50
諸福老人福祉センター前	8:06	9:31	10:46	12:16	14:11	15:51	17:26	18:56
灰塚小学校前	8:09	9:34	10:49	12:19	14:14	15:54	17:29	18:59
大野公園前	8:10	9:35	10:50	12:20	14:15	15:55	17:30	19:00
住道駅中央	8:15	9:40	10:55	12:25	14:20	16:00	17:35	19:05